入所基準

1. 目的

この基準は、特別養護老人ホームビビアン(以下「当施設」という。)への入所申込みが増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所検討委員会

- (1) 当施設は、入所の決定に係る「入所検討委員会」を設置し、入所順位名簿を整備し、入所希望者の入所の決定を行うものとする。
- (2) 委員は、理事、施設長、介護専門員、生活相談員、介護職員、看護職員で構成し、理事長が委嘱するものとする。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠委員任期は前任者の在任期間とする。
- (4) 委員会は施設長が招集し、原則として毎月1回程度、その他、必要に応じて開催するものとする。
- (5) 入所健闘の経緯(4の(2)及び(3)による意見を含む)は議事録にまとめ、2年間保管する ものとする。

3. 入所検討対象者

入所検討対象者は、入所申込者のうち介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3~5と認定された者及び、要介護1又は要介護2と認定された者であって次に掲げる特例入所の要件に該当する者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

- ア) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻 繁にみられること
- イ) 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ウ)家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

4. 特例入所に係る取扱い

(1) 施設は、要介護1又は2の入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込にあたって求めるものとする。

- (2) この場合において、施設は、入所申込者の介護保険の保険者である市町(以下「保険者市町」という)に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求めるものとする。
- (3) 当該入所申込者が入所検討委員会における入所検討対象者となった場合には、本人の状況や介護の必要性、家族等介護者の状況等について、改めて保険者市町に意見を求めるものとする。

5. 入所順位決定基準

- (1) 当施設は、入所申込受付に際し申込者全員について、次に掲げる項目アからウを調査し、結果 を<u>別表1</u>により点数化し、特養入所希望調査票(様式1)(以下「調査票」という)に記載する ものとする。
 - ア) 本人の状況 (要介護度)
 - イ)介護の必要性
 - ウ) 家族等介護者の状況
- (2) 入所順位は(1) により点数化した結果が80点以上のばあいは点数の高いものを上位とし、80点未満の場合は入所申込受付順位とする。(この点数については、入所検討委員会で決定するものとし、1年ごとに見直すものとする。ただし、入所申込者から申込変更届(様式2)提出され、点数を変更する必要がある場合は、その都度変更決定するものとする。)
- (3)(2)にかかわらず、入所希望者の中で次に掲げる要件に該当する者は、定員に空きが出来次第、優先して入所されるものとする。
 - ①緊急性
 - ア)介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合。
 - イ) 災害時
 - ウ) その他、特段の緊急性が認めらる場合。
 - ②措置入所
- (4) 当施設において、次に該当する事態が生じた場合は、必要に応じて入所希望者の入所順位を入れ替えることができるものとする。
 - ①重度認知症者

(特養の重度認知症処遇の専門性維持・強化を理由とする場合)

②要介護度等

(入所者の兵員要介護度が施設の適正運営を維持できる範囲を超えた場合)

- (5) 入所一時辞退については、順位を繰り下げるものとする。ただし、本人の入院等やむを得ない 理由により一時辞退する場合は、順位を保留するものとする。
- (6) 申込者の死亡、他の特別養護老人ホームへの入所等により施設への入所が不要となった場合には、申込者・家族又は介護支援専門員により入所申込みの取消書を施設に提出させるものとする。(様式 3~5)

また取消に当たり、申込者の申込の状況が不明な場合は、申込者・家族又は介護支援専門員により、三重県健康福祉部長寿社会室あてに申込状況を照会し、確認させるものとする。(様式6~9)

- (7) 入所順位の見直しは、原則として1年に1回、その他必要(新規申し込みがあった場合、介護の必要性及び本人の要介護度が変更になった場合等)に応じて行うものとし、直近に開催される入所検討委員会において入所順位名簿に反映させるものとする。
- (8) (3) から (5) に該当し優先入所または入所順位の繰り下げを行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。
- (9) 当施設は、申込者及び家族等に対して入所順位決定方法等についての説明を行うものとする。

6. 入所者の決定

当施設は、「5の(3)、(4)」を除き入所順位名簿に基づき、入所検討委員会において入所者の決定を 行うものとする。ただし、入所希望者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供すること が困難な場合には、その理由について本人及び家族に十分に説明を行い、同意を得るものとする。

7. 入所基準の公開等について

- (1) 入所基準は公表するものとする。
- (2) 当施設は申込者及びその家族から求めがあった場合、入所に関する記録を提出するものとする。
- (3) 当施設は市町又は県から求めがあった場合、入所に関する記録を提出するものとする。

8. 訂正運用

- (1) 当施設は、この基準に基づき適正に入所事務を行うものとする。
- (2) 当施設は、この基準の運用について、県及び市町との連携に務めるものとする。

9. 基準適用日

- (1) この基準は平成 21 年 7 月 1 日から適用するものとする。
- (2) この基準は、平成 27 年 3 月 25 日に一部改正し、同年 4 月 1 日以降に入所する利用者の決定から適用するものとする。